

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

2. 改正の概要

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）の一部改正（第 1 条関係）

- こども性暴力防止法の施行に伴い、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）が改正され、都道府県知事による児童福祉施設に対する監督規定等が整備される。
- これらの都道府県知事の監督権限に係る事務については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 252 条の 19 及び第 252 条の 22 の規定に基づいて指定都市又は中核市が処理するとされているものがあるところ、指定都市又は中核市に係る具体的な処理事務や各法令の技術的な読替等は、自治令第 174 条の 26 及び第 174 条の 49 の 2 に規定されており、同規定の整備を行う。

（2）児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「児福令」という。）の一部改正（第 2 条関係）

- （1）のとおり都道府県知事の児童福祉施設に対する監督規定等が整備され、これらの規定に係る事務については、児福法第 59 条の 4 に基づいて指定都市等が処理するとされているものがあるところ、児童相談所設置市に係る具体的な処理事務や各法令の技術的な読替等は、児福令第 45 条の 3 に規定されており、同規定の整備を行う。

（3）こども家庭庁組織令（令和 5 年政令第 125 号。以下「組織令」という。）の一部改正（第 3 条関係）

- こども性暴力防止法の施行に伴い、こども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 75 号。以下「設置法」という。）の所掌事務規定にその施行に関する事務が追加されること、組織令においても、支援局及び同局に置かれる参事官の所掌にこども性暴力防止法の施行に関する事務を追加する。

（4）その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠条項

- ・自治法第 252 条の 19 第 1 項及び第 252 条の 22 第 1 項
- ・児福法第 59 条の 4 第 1 項
- ・内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 53 条第 4 項及び第 63 条第 4 項

4. 施行期日等

公布日 ：令和 8 年 10 月中下旬（予定）

施行期日：こども性暴力防止法の施行の日（令和 8 年 12 月 25 日）